

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月 1 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 41 号

新潟市区役所組織規則の一部を改正する規則

新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第2条北区役所健康福祉課の項を次のように改める。

健康福祉課 障がい福祉係 高齢介護係 健康増進係

第2条北区役所建設課の項中「維持係」を「まちづくり係」に改め、同条江南区役所健康福祉課の項、秋葉区役所健康福祉課の項及び南区役所健康福祉課の項中「保護係 児童福祉係 健康増進係」を「保護係 健康増進係」に改め、同条西区役所健康福祉課の項を次のように改める。

健康福祉課 健康増進係

第2条西蒲区役所健康福祉課の項を次のように改める。

健康福祉課 障がい福祉係 保護係 健康増進係

第2条西蒲区役所建設課の項を次のように改める。

建設課 管理係 維持係

第4条健康福祉課の項中「障がい福祉係」を「障がい福祉係（西福祉事務所を除く。）」に、「児童福祉係（東福祉事務所及び西福祉事務所を除く。）」を「児童福祉係（中央福祉事務所に限る。）」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。